

令和6年度 銚子市立高神小学校 学校いじめ防止基本方針

I いじめに対する本校の基本理念

1 基本的な考え

いじめは決して許されない行為である。しかし、いじめはどの学級・どの学校にも起こる可能性がある。本校では、どの児童にもいじめは起こり得る、という認識に立ち、いじめを見逃さず早期発見・早期対応ができるようにする。また、いじめが起らないようにするための未然防止に努め、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。）

3 いじめの態様や具体的な内容

(1) 態様

- ・反復性（相手が嫌がることを、複数回、継続して行っている。）
- ・一集団（行為が常に特定の集団内で起こっている）
- ・立場の不对等（行為をする側に優位性がある）
- ・故意性（相手が嫌がっていることをわかった上で行っている）
- ・傍観者の有無（1対1ではなく、周りに傍観者がいる）

(2) 具体的な内容

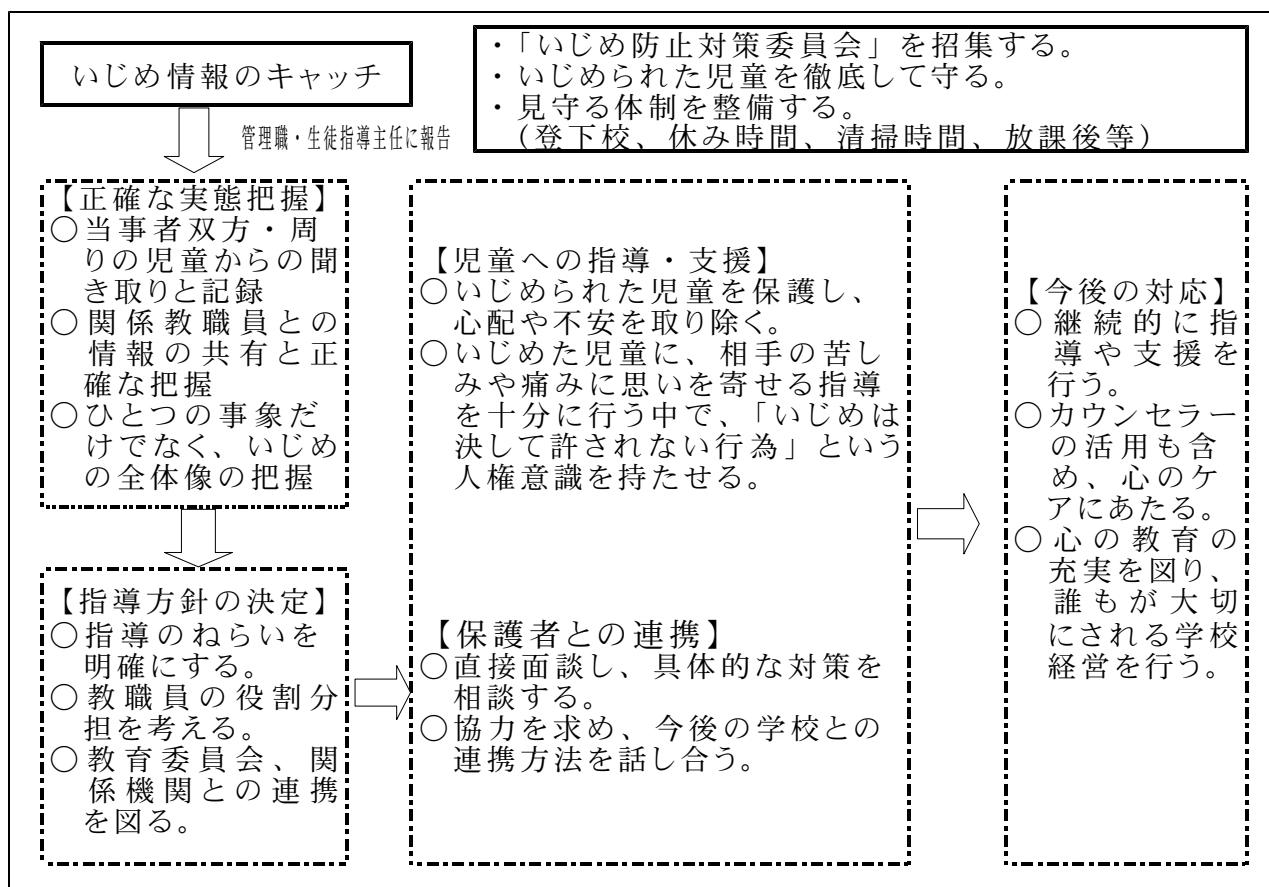
- ・暴力、肉体的ないじめ（殴る・押す・ぶつかる・物でたたく・蹴る など）
- ・物質的ないじめ（物を隠す・落書きをする・取り上げる・壊す など）
- ・無視
- ・悪口、陰口、言葉によるいじめ（わざと言う・陰で言う など）
- ・性的ないじめ（脱がせる・触る・性別や身体的な特徴の悪口を言う など）
- ・物事の強要（万引きの強要・お金を盗ませる・他の誰かをいじめさせる など）
- ・SNS、ゲーム等でのいじめ（悪口・個人情報扱い、金品に値する物のやり取りなど）
- ・勉強や行動の妨害
- ・間違った情報を伝える（噂を流す・わざと違う内容を伝える など）
- ・笑いものにする（コンプレックスを刺激する など）
- ・その他（本人が苦痛と感じる行為）

SNSやゲーム等のトラブルについては、ご家庭の協力も不可欠です。使い方のルールをよく話し合って決めていただくとともに、使い方には細心の注意をお願いいたします。

Ⅱ いじめ防止対策組織について

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
【いじめ防止対策委員会】

〈構成員〉	校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭 ※構成員は協議内容や事案に応じて柔軟に編成する。 ・関係職員 ・スクールカウンセラーなどの関係専門機関
〈役割〉	①いじめ防止基本方針の作成と修正を行う。 ②いじめ防止に関する年間計画を作成し、実施する。 ③いじめに関する情報の収集をする。 ④いじめが起こった場合の初期対応と対応方針の決定をする。 ⑤いじめに関する研修を行う。 ⑥関係機関と連携する。
〈開催〉	年2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。



Ⅲ 本校の相談窓口について

※相談ポストは、保健室前に設置する。

担当者	担任 教頭 教育相談担当 養護教諭 相談者が希望する職員	埴 貴史 高瀬 睦美 石井 義枝
相談方法	1電話による相談 2来校による相談 3相談ポストによる相談	
これまでのお子さんのことで、何か心配なことがありましたら、担任または相談窓口まで、遠慮なくご相談ください。		

